

出演契約書

●●●●

甲：株式会社●●●

乙：●●●株式会社

(20●●年●●月●●日)

出演契約書

(●●●●●●)

株式会社●●● (以下「甲」とする) と、●●●●●●株式会社 (以下「乙」とする) は、甲に所属するタレント●●●●●● (以下「本アーティスト」とする) が出演するイメージ作品 (以下「本件商品」という) に関して下記の通り契約 (以下「本契約」とする) を締結する。

記

第一条 <目的>

甲は次条に記す本件商品に本アーティストを出演させることを約する。

第二条 <本件商品>

発売元・販売元：M.B.D メディアブランド

タイトル：●●●●●● / ●●●●●●●●

品 番：MBDD-200●、MBDD-200●B

尺 数：約90分 (乙が運営、提携するサイト用の写真、特典映像を含む)

様 態：DVD、Blu-ray

定 価：¥3,800 (税別)

発 売 日：202●年●●月●●日予定

内 容：●●●●●● のイメージ映像

第三条 <複製・領布>

甲は、乙が本件商品を複製。領布することを了承する。

第四条 <二次使用>

1. 甲は、乙が本件商品もしくは本件商品に撮影された映像及び写真を使用し、CD-ROM、UMD ビデオ、Blu-ray、電子書籍、ダウンロード動画、アプリ等の作品を制作し、販売することを了承する。または将来的に発生する他メディアの場合も同様とする。
2. 甲は、乙が本件商品もしくは本件商品に撮影された映像及び写真をインターネット、雑誌、モバイル端末、各種放送機関において国内外問わず有料もしくは無料で掲載、配信、放送することを了承する。

第五条 <作品販売への協力>

1. 甲は、チラシ・広告・プロモーション等、本件商品の売上げを促進する目的の媒体への本件商品の掲載を認める。
2. 甲は本件商品の発売イベントに本アーティストを出演させることを約する。尚、日程等については甲乙協議のうえ決定するものとする。

第六条 <独占的出演>

甲は本契約締結時より、本件作品の発売後 2 カ月間、本アーティストを同様のビデオもしくはそれに類する作品に出演しないことを約する。もし競合他社から同様のビデオに出演する場合、甲は乙と事前に協議するものとする。

第七条 <権利帰属>

本件商品の所有権、著作権は乙に帰属する。従って乙は本件商品を自由に複製して、発売・頒布することができるものとする。

第八条 <映像出演料の支払い・イベント出演料について>

乙は甲に本アーティストの出演料として、甲の指定する金融機関口座に下記のとおり支払う。

金 額：●●0,000 円（税別 消費税 10%）

支 払 日：202●年●月 末日（本件商品の発売月）

イベント出演をお願いする場合の金額については次の通り。

金 額：●0,000 円（税別 消費税 10%） 現状の出演未定

振込先銀行名：●●●銀行

振込先支店名：●●●支店

振込口座種別：普通預金

振込口座番号：●●●●●●●●

振込口座名義：株式会社●●●●

第九条 <契約違反>

1. 甲が次号の各号に該当した時は、乙は本契約及び第 8 条から派生する支払い契約を解除することができ、甲は乙が被った損害を速やかに賠償しなければならない。
 - (1) 甲が本契約に違反した時

- (2) 甲の責任に帰すべき事由により、本アーティストの出演が不可能となり作品が制作できなくなったとき。
2. 乙が次の各号に該当した時は、甲は本契約を解除することができ、乙は甲が被った損害を速やかに賠償しなければならない。
 - (1) 乙が本契約に違反したとき
 - (2) 乙の責任に帰すべき事由により、本アーティストの出演が不可能となり作品が制作できなくなったとき。
3. 天変地異、その他の不可抗力により、本アーティストの出演及び作品の制作が不可能になったとき、甲乙は誠意をもって協議し、解決するものとする。

第十条 <機密保持>

甲及び乙は、本契約に関連、若しくは付随して知り得た相手方の業務状況及び技術上の機密情報を相手方の文書による事前の承諾なしに第三者に開示または漏洩しないものとする。ただし、国家機密の命令により法令上強制された場合等、正当な事由に基づく場合は、この限りではない。

第十一条 <契約期間>

本契約の有効期間は、本契約の締結の日から3年間とする。ただし、本契約は期間満了の3カ月前までに甲乙いずれかから文書をもって期間満了の通知がない時は、本契約有効期間は自動的に1年間延長されるものとする。また、この延長期間満了時も同様とする。

第十二条 <協議>

本契約に定めない事項または条項の解釈につき協議が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、その解釈を図るものとする。

第十三条 <反社会的勢力>

甲、乙ともに反社会的勢力がその経営に実質的に関与している関係ではないものであり、将来においても該当しないことを表明・確約します。

第十四条 <管轄裁判所>

甲及び乙は、前条に基づく協議にもかかわらず、紛争に発展した場合の専属的管轄裁判所を、東京地方裁判所とすることに合意する。

以上の通り本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通ずつ保有する。

202●年●●月●●日

(令和●年)

甲：東京都渋谷区●●●1-●8-● ●●●●●6F

株式会社●●●

代表取締役 ●●● ●●

乙：東京都豊島区●●2-●-2 ●●●ビル5階

●●●●●株式会社

代表取締役 ●●●●●